

精神保健指定医の取消処分についてのお詫び

平成28年10月26日、厚生労働省は、当院に係る医師を含む精神保健指定医の資格を取消す処分を発表しました。

この件で、患者様やそのご家族、また、県民の皆様に変なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

取消対象となった医師の大半は既に転勤となっており、当院では、患者様に対して十分な診療体制を維持し、今後も何ら診療に関する影響はございません。これまでどおり診察を続けさせていただきます。どうか、安心して当院をご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、これまでの医師指導教育におけるチェック体制の不備を痛感し、深く反省しております。個々の事例に関して、詳細に検討を行い、今回のような事態が二度と起こらないよう指導体制を刷新しております。

今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

平成28年10月27日

兵庫県立光風病院 病院長 田中 究